

関市自治基本条例の運用及び進捗について

【前文】

関市は、日本の中心に位置し、市内には、清流として名高い長良川やその支流である板取川、武儀川、津保川が流れています。また、日本刀鍛錬、小瀬鶉飼など流域に住む人々の様々な伝統文化が財産として守り続けられています。この豊かな自然、積み重ねられた歴史、育まれてきた文化など貴重な地域資源を背景に地場産業が栄え、刃物のまちとして発展してきました。

わたしたちは、先人の英知によって築かれ、平成の市町村合併により生まれ変わったこのまちを誇りに思い、誰もが心豊かに安心して暮らすことができるまちとして、未来を担う子どもたちへ引き継ぎます。

子どもからお年寄りまで全ての市民は、まちづくりに大切な存在です。わたしたちは、市民一人ひとりの考えが大切にされ、市民が主役であることが実感できるまちを市民、議会及び行政が協働してつくっていきます。

そのためには、市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、価値観を認め合いながら人や地域のつながりを大切にしなければなりません。また、全ての市民が市政に関心を持ち、まちづくりに理解を深め、その取組に主体的かつ自律的に参画することが必要です。

わたしたちは、地方自治の本旨にのっとり、関市のまちづくりの原則や仕組みなどを明らかにし、全ての市民が心豊かに幸せを感じることができるまちの実現のためにこの条例を定めます。

【第1条～6条】

（目的）

第1条 この条例は、関市のまちづくりの基本原則を定め、市民の権利、役割及び責務、議会及び行政の責務並びに市民参画の施策を明らかにすることにより、協働によるまちづくり及び市民自治を推進することを目的とします。

（定義）

第2条 この条例で使われている用語の意味は、次のとおりです。

- (1) 市民 市内に住む人、市内で働く人、市内で学ぶ人及び事業者(市内で事業又は活動を行う個人、法人その他団体をいいます。以下同じです。)をいいます。
- (2) 行政 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (3) まちづくり 住みよい地域社会を目指して、市民、議会及び行政が取り組む活動をいいます。
- (4) 参画 市の事業、政策等の立案、実施等に市民が主体的に参加することをいいます。
- (5) 協働 市民、議会及び行政が対等な立場で連携し、協力することをいいます。

（条例の位置付け）

第3条 この条例は、関市のまちづくりの最も大切な理念を定めるものであり、市民、議会及び行政は、この条例の規定を守ります。

2 行政は、他の条例、規則等の制定、改正及び廃止並びに計画の策定及び見直しに当たっては、この条例の趣旨を尊重します。

(基本原則)

第4条 市民、議会及び行政は、次の基本原則に基づき、まちづくりを推進します。

- (1) 市民が主役のまちづくり
- (2) 市民が生涯にわたり自由に学び合うまちづくり
- (3) 市民が参画するまちづくり
- (4) 市民、議会及び行政が協働するまちづくり
- (5) 情報を提供し共有するまちづくり
- (6) 自然、歴史、文化、産業等の地域資源を生かすまちづくり

(市民の権利)

第5条 市民は、次に掲げる権利を有します。

- (1) 行政サービスを受け、安心して暮らす権利
- (2) まちづくりに関する情報を知る権利
- (3) まちづくりに関して学ぶ権利
- (4) まちづくりに参画する権利

(市民の役割及び責務)

第6条 市民は、まちづくりの主役であることを自覚し、まちづくりに参画します。

2 市民は、まちづくりに参画するに当たっては、自らの発言及び行動に責任を持ちます。

【第7条関係】

(子どもの権利)

第7条 市民、議会及び行政は、子どもが未来の担い手として尊重され、まちづくりに参画することができるよう努めます。

[第7条に規定された事項を推進するための具体的な施策・取り組み]

(1)自治基本条例出前講座

関市自治基本条例の普及を目的に、中学校3年生を対象に公民の授業で出前講座を開催します。

《実績》平成30年度

市内6中学校で実施(富野中、板取川中、小金田中、武芸川中、津保川中、緑ヶ丘中)

(2)高校の課題解決型研究授業への協力

関高校 1年生の授業で取り組む、課題解決型研究授業(テーマ「SDGsとまちづくり」)に対して、市民協働課職員および市民協働推進員などが協力しています。

《実績》令和元年度

協力授業日: 5月21日、7月9日、10月15日 延べ35人協力

★5次総(関市第5次総合計画)

| 施策5 子育て支援 《成果指標》 | 2017 実績 | 2019 実績 | 中間目標 (2022) | 最終目標 (2027) |
|---------------------|------------|------------|----------------|----------------|
| 子育て支援の満足度 | 87.5% | 90.5% | | |
| 地域子育て支援拠点の構築数 | 2か所 | 2か所 | 6か所 | 12か所 |

| 施策8 教育環境整備 成果指標 | 2017 実績 | 2019 実績 | 中間目標 (2022) | 最終目標 (2027) |
|--------------------|------------|------------|----------------|----------------|
| 教育環境整備の満足度 | 88.3% | 88.6% | | |
| 建築基準法12条点検による改修率 | 0.0% | 0.0% | 50.0% | 100.0% |

| 施策9 小中学校教育 成果指標 | 2017 実績 | 2019 実績 | 中間目標 (2022) | 最終目標 (2027) |
|--------------------|------------|------------|----------------|----------------|
| 小中学校教育の満足度 | 88.1% | 92.5% | | |
| 小学校が楽しいと感じる児童の割合 | 87.0% | 87.0% | 89.0% | 91.0% |

| 施策10 関商工高等学校 成果指標 | 2017 実績 | 2019 実績 | 中間目標 (2022) | 最終目標 (2027) |
|----------------------|------------|------------|----------------|----------------|
| 関商工高等学校の満足度 | 91.5% | 95.3% | | |
| 卒業生の資格取得者割合 | 85.9% | 85.0% | 88.0% | 90.0% |

【第8条関係】

(高齢者、障がい者等の権利)

第8条 市民、議会及び行政は、高齢者、障がい者等が地域社会の一員としてまちづくりに参画することができるよう努めます。

[第8条に規定された事項を推進するための具体的な施策・取り組み]

★5次総

| 施策3 障がい者福祉 《成果指標》 | 2017 実績 | 2019 実績 | 中間目標 (2022) | 最終目標 (2027) |
|----------------------|------------|------------|----------------|----------------|
| 障がい者福祉の満足度 | 89.7% | 90.9% | | |
| 計画相談支援給付 | 962人 | 992人 | 1,320人 | 1,620人 |

| 施策4 高齢者福祉 《成果指標》 | 2017 実績 | 2019 実績 | 中間目標 (2022) | 最終目標 (2027) |
|---------------------|------------|------------|----------------|----------------|
| 高齢者福祉の満足度 | 86.7% | 89.7% | | |
| 75歳以上の要介護認定率 | 29.38% | 29.86% | 27.37% | 25.78% |

【第9条関係】

(事業者の社会的責任)

第9条 事業者は、地域社会を構成する一員であることを自覚し、地域社会への貢献に努めます。

[第9条に規定された事項を推進するための具体的な施策・取り組み]

(1)せきの未来・社会貢献プロジェクト(みらプロ)

地域課題や社会的課題に取り組む団体と、社会貢献活動を行いたい事業者をマッチングさせます。この活動を通じて地域や団体活動が活性化され、事業者は地域での認知度や売り上げアップを図ることを目的に実施。関市ビジネスサポートセンター(セキビズ)、市民活動センター、市が連携しサポートをしています。

《実績》令和2年2月現在

みらプロ参加事業所19、参加団体12、プロジェクト数18件

★5次総

| 施策20 商業 《成果指標》 | 2017 実績 | 2019 実績 | 中間目標 (2022) | 最終目標 (2027) |
|-------------------|------------|------------|----------------|----------------|
| 商業の満足度 | 76.2% | 75.9% | | |
| 商工会議所の商業者会員数 | 933人 | 850人 | 940人 | 950人 |

【第10条関係】

(議会の責務)

第10条 議会は、市政に関する重要事項を決定し、市政運営が適正に行われるよう監視します。

2 議員は、市民の多様な意見を聴き、議会の活動に反映します。

3 議員は、議会の活動に関する情報を市民に提供します。

[第10条に規定された事項を推進するための具体的な施策・取り組み]

(1)議会に関する情報提供

定例会や臨時会終了後に、市広報へ一般質問の内容や審議結果などを掲載します。

本会議及び委員会の会議録をインターネットに掲載(会議録検索システム)します。

《実績》令和元年度

市議会だより→年間5回掲載

(2)会議の動画配信

本会議の動画をインターネットで配信します。

《実績》

より多くの方に視聴していただけるよう、令和2年1月に YouTube 関市議会公式チャンネルを作成し、本会議をライブ配信するとともに、直近の本会議の録画を配信(関市議会ホームページからも YouTube とのリンクにより視聴可能)

(3)開かれた議会への取り組み

中学生及び高校生を対象とした議員との懇談会等を実施します。

《実績》平成31年(令和元年)

・平成31年1月に、ワークショップ方式による高校生と議員との懇談会を実施

・令和元年7月に、本会議場において中学生が議員へ質問するなど、議員との懇談会を実施

【第11条関係】

(行政の責務)

第11条 行政は、市政運営に関する事務を執行するに当たり、市民の意思を反映します。

[第11条に規定された事項を推進するための具体的な施策・取り組み]

【第12条関係】

(市長の責務)

第12条 市長は、施政方針を明らかにし、市民のために効率的な市政運営を行います。

2 市長は、市民のために将来を展望し、持続可能なまちづくりを推進します。

3 市長は、市民の意見を聴く機会を設けます。

[第12条に規定された事項を推進するための具体的な施策・取り組み]

(1)施政方針

毎年度、市長の施政方針について、ホームページで公開します。

《実績》令和元年度(平成31年度)

ホームページで公開中

(2)市民の皆さんと語る会(市長と語る会・車座集会)

市民と市長との対話を通じ、市政への理解を深めていただくことともに、市政に対する意見や提言を聴くことにより、市民の皆さんの声の届く市政を推進することを目的として、市民の皆さんと語る会を開催します。

《実績》平成30年度

市長と語る会・車座集会の開催回数 8回

★5次総

| 施策39 広報・シティプロモーション 《成果指標》 | 2017 実績 | 2019 実績 | 中間目標 (2022) | 最終目標 (2027) |
|------------------------------|------------|------------|----------------|----------------|
| 広報・シティプロモーションの満足度 | 90.5% | 91.1% | | |

(3)まちづくり市民意識アンケート(せきのまちづくり通信簿)の実施

無作為抽出した16歳以上の市民3,000人を対象に、総合計画の進捗状況の確認や、まちづくりに対する市民意識を把握しています。

【第13条関係】

(職員の責務)

第13条 職員は、知識の習得及び能力の向上に努め、公正かつ誠実に職務を行います。

2 職員は、地域社会の一員であることを自覚し、市民との信頼関係を築き、協働してまちづくりを推進します。

[第13条に規定された事項を推進するための具体的な施策・取り組み]

(1)地域支援職員制度

地域委員会が行う地域振興計画に基づくまちづくり活動を支援するため、地域支援職員を任命します。

《実績》令和2年1月31日現在

地域支援職員 15地域に各4人、アドバイザー1人の合計75人任命

(2)市民協働推進員研修会の開催

市民協働推進員を各課に1名配置し、市民協働推進員に対して協働に関する研修会を開催します。

《実績》令和元年度

令和元年8月2日市民協働推進員研修会開催

(講師:NPO 法人岡山 NPO センター石原達也さん)参加者36人

★5次総:

| 施策42 職員育成 《成果指標》 | 2017 実績 | 2019 実績 | 中間目標 (2022) | 最終目標 (2027) |
|---------------------|------------|------------|----------------|----------------|
| 行政運営の満足度 | 83.2% | 90.1% | | |

【第14条関係】

| |
|--|
| <p>(総合計画)</p> <p>第 14 条 市長は、計画的に市政を運営するため、基本構想、基本計画及び実施計画から構成される総合計画(以下「総合計画」といいます。)を策定します。この場合において、基本構想は、議会の議決を経ることとします。</p> <p>2 市長は、総合計画を着実に推進するため、総合計画の適切な進行管理及び評価を行います。</p> <p>3 市長は、総合計画の策定及び見直しに当たっては、広く市民の意見を聴きます。</p> |
|--|

[第14条に規定された事項を推進するための具体的な施策・取り組み]

(1)基本構想・実施計画の策定及び進行管理

第5次総合計画の策定・実施計画の策定と、進行管理を行います。

《実績》

関市第5次総合計画:平成30年4月策定

(2)行政評価の実施および公表

効率的かつ効果的な行政運営と行政の説明責任を果たすために、行政評価を実施し、その結果を公表します。

《実績》

行政評価(平成30年度事業)を実施(平成31年2月~3月実施)し、ホームページに公表

★5次総:

| 施策40 行財政改革・行政評価 《成果指標》 | 2017 実績 | 2019 実績 | 中間目標 (2022) | 最終目標 (2027) |
|---------------------------|------------|------------|----------------|----------------|
| 行政運営の満足度 | 83.2% | 90.1% | | |

【第15条関係】

| |
|---|
| <p>(財政運営)</p> <p>第15条 市長は、長期財政計画を策定し、将来にわたり健全な財政運営を行います。</p> <p>2 市長は、総合計画に基づいて予算を編成し、これを適切に執行します。</p> <p>3 市長は、予算編成の過程、予算執行、決算等の財政状況を市民に分かりやすく公表します。</p> |
|---|

[第15条に規定された事項を推進するための具体的な施策・取り組み]

(1)長期財政計画

関市健全な財政運営に関する条例第17条の規定に基づき、長期財政計画を策定します。

《実績》

ホームページで令和2年度～令和11年度の計画を公表中

(2)予算・決算その他財政状況の公表

予算編成方針・過程の公表や、広報における予算・決算、財政状況等の情報提供、財政状況を分かりやすく解説した「せきしのよさん」「せきしのけっさん」を発行します。

《実績》

ホームページで各資料を公表中

★5次総:

| 施策44 財政運営 《成果指標》 | 2017 実績 | 2019 実績 | 中間目標 (2022) | 最終目標 (2027) |
|---------------------|------------|------------|----------------|----------------|
| 行政運営の満足度 | 83.2% | 90.1% | | |
| 実質公債比率 | 4.8% | 3.9% | 4.3% | 4.0% |

【第16条関係】

| |
|--|
| <p>(行政評価)</p> <p>第16条 市長は、効率的かつ効果的な市政運営を行うため、行政評価を実施します。</p> <p>2 市長は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表し、市政運営に反映します。</p> |
|--|

[第16条に規定された事項を推進するための具体的な施策・取り組み]

(1)行政評価制度の実施<再掲:第14条関係(2)>

効率的かつ効果的な行政運営と行政の説明責任を果たすために、行政評価を実施し、その結果を公表します。

《実績》

行政評価(平成30年度事業)を実施(平成31年2月～3月実施)し、ホームページに公表

★5次総

| 施策40 行財政改革・行政評価 《成果指標》 | 2017 実績 | 2019 実績 | 中間目標 (2022) | 最終目標 (2027) |
|---------------------------|------------|------------|----------------|----------------|
| 行政運営の満足度 | 83.2% | 90.1% | | |

【第17条関係】

(危機管理)

第 17 条 行政は、自然災害、重大な事故等の様々な緊急事態に備え、市民、議会及び関係機関と連携し、危機管理を行います。

[第17条に規定された事項を推進するための具体的な施策・取り組み]

(1)地域防災計画

市、関係機関及び市民が協働して、災害予防、災害警戒・対策等を行うための計画に沿って実行します。

《実績》

令和2年4月 関市地域防災計画 改訂予定

★5次総

| 施策25 防災・減災・消防 《成果指標》 | 2017 実績 | 2019 実績 | 中間目標 (2022) | 最終目標 (2027) |
|-------------------------|------------|------------|----------------|----------------|
| 防災・減災・消防の満足度 | 89.7% | 87.4% | | |
| 自主防災会主催の防災訓練延べ開催数 | 95回 | 131回 | 120回 | 150回 |

【第18条関係】

(情報の共有)

第 18 条 市民、議会及び行政は、協働のまちづくりを推進するため、必要な情報を提供し、共有します。

[第18条に規定された事項を推進するための具体的な施策・取り組み]

第5条、第10条、第15条、第20条、第21条、第27条に規定

(1)まちづくり講演会

市民のまちづくり活動の参考となるような講演会を開催

《実績》令和元年度

令和元年8月3日開催 講師：石原達也さん(NPO 法人岡山NPOセンター)参加者50人、アンケート回答者35人

【第19条関係】

(個人情報の保護)

第 19 条 市民、議会及び行政は、まちづくりに関する情報の収集、利用及び提供に当たっては、個人情報について慎重かつ適切に取り扱います。

[第19条に規定された事項を推進するための具体的な施策・取り組み]

(1)個人情報保護条例

【第20条関係】

(説明責任)

第20条 行政は、市政運営に関する情報を市民に分かりやすく説明します。

2 行政は、市民の意見、提案及び要望に誠実かつ速やかに答えます。

[第20条に規定された事項を推進するための具体的な施策・取り組み]

(1)情報公開制度

関市個人情報保護条例、関市公文書公開条例

(2)行政手続制度

関市行政手続条例

(3)行政評価制度

★5次総

| 施策40 行財政改革・行政評価 《成果指標》 | 2017 実績 | 2019 実績 | 中間目標 (2022) | 最終目標 (2027) |
|---------------------------|------------|------------|----------------|----------------|
| 行政運営の満足度 | 83.2% | 90.1% | | |

(4)パブリックコメント制度

関市パブリックコメント手続実施要綱

(5)市民の声・自治会要望等各種要望への対応

市民からの提案、意見、問い合わせ、相談をホームページ、ファクス、電話で受け付け、速やかに回答します。

市民からの要望を受け付け、速やかに回答します。

【第21条関係】

(審議会等)

第21条 行政は、審議会等の附属機関の委員を選任する場合は、原則として公募による市民を含めます。

2 審議会等の会議は、原則として市民に公開します。

[第21条に規定された事項を推進するための具体的な施策・取り組み]

(1)審議会等の委員の公募

審議会等の委員は、公募による市民を含めて選任します。

《実績》R元年6月1日現在

審議会等の公募状況 集計表 (R1.6.1) 第21条

| | 公募をしている 審議会等の数 | 公募をしている 人数 | 公募委員 数 | 公募による委員の充足率 (%) |
|-------|-------------------|---------------|-----------|--------------------|
| H30年度 | 15 | 73 | 66 | 90.4% |
| R1年度 | 14 | 73 | 67 | 91.8% |

| 委員会名 | 総委員数 | うち 公募委員 | 公募委員 募集人数 | 任期 | 任期期限 | 根拠法令 | 所管課 |
|------------------|------|------------|--------------|----|------------|-----------------------------|----------|
| 総合計画審議会 | 20 | 2 | 2 | 2 | R2.6.30 | 総合計画審議会設置条例 | 企画広報課 |
| 廃棄物減量等 推進審議会 | 17 | 2 | 5 | 2 | R2.2.29 | 廃棄物の処理及び清掃 に関する条例第2条 | 環境課 |
| 環境審議会 | 15 | 1 | 若干名 | 2 | R2.5.31 | 環境基本条例第15条 | 環境課 |
| 都市計画審議会 | 20 | 4 | 4 | 2 | R2.5.31 | 都市計画法第77条の2 | 都市計画課 |
| 自治基本条例 推進審議会 | 13 | 3 | 3 | 2 | R3.10.30 | 自治基本条例30条の5,6 | 市民協働課 |
| 男女共同参画 推進審議会 | 12 | 2 | 2 | 2 | R2.6.30 | 関市男女共同参画推進条例 | 市民協働課 |
| せき森林づくり委員会 | 11 | 0 | 2 | 2 | R3.3.31 | 関市森林づくり条例 第20条 | 農林課 |
| 行政改革推進審議会 | 15 | 3 | 3 | 3 | R3.3.31 | 関市附属機関設置条例 | 企画広報課 |
| 地域福祉計画 推進委員会 | 12 | 1 | 1 | 3 | R3.1.31 | 関市附属機関設置条例 | 福祉政策課 |
| 人権教育・啓発 推進協議会 | 14 | 1 | 1 | 1 | R3.5.31 | 関市附属機関設置条例 | 生涯学習課 |
| 高齢者施策等 運営協議会 | 16 | 0 | 2 | 3 | R3.3.31 | 関市附属機関設置条例 | 高齢福祉課 |
| 消防委員会 | 10 | 2 | 2 | 3 | R3.5.31 | 関市附属機関設置条例 | 危機管理課 |
| 農地利用最適化推進 委員会 | 25 | 25 | 25 | 3 | R2.7.19 | 農業委員会等に関する法律 第17条ほか | 農林課 |
| 景観審議会 | 6 | 2 | 2 | 2 | R1.9.30 | 関市景観条例第24条 | 都市計画課 |
| 農業委員会 | 19 | 19 | 19 | 3 | R2.7.19 | 地方自治法第180条の5 農業委員会に関する法律 | 農業委員会事務局 |
| 小計 | 225 | 67 | 73 | | | | |
| 上下水道事業 経営審議会 | 8 | 0 | 0 | 2 | R2.6.30 | 関市附属機関設置条例 | 下水道課 |
| 教育委員会 | 4 | 0 | 0 | 4 | 各委員 による | 地方自治法第180条の5 | 教育総務課 |
| 国民健康保険 運営協議会 | 13 | 0 | 0 | 3 | R4.5.31 | 国民健康保険法第11条 | 保険年金課 |
| 子ども・子育て会議 | 20 | 0 | 0 | 2 | R1.10.23 | 関市子ども ・子育て会議条例 | 子ども家庭課 |
| 社会教育委員 | 15 | 0 | 0 | 2 | R3.5.31 | 社会教育委員設置条例 第2条 | 生涯学習課 |
| 公民館運営審議会 | 15 | 0 | 0 | 2 | R3.5.31 | 公民館条例第7条 | 中央公民館 |
| 図書館協議会 | 9 | 0 | 0 | 2 | R3.5.31 | 図書館設置条例第4条 | 生涯学習課 |
| 関市健康づくり 推進協議会 | 15 | 0 | 0 | 2 | R3.5.31 | 関市健康づくり 推進協議会規則 | 市民健康課 |
| 小計 | 99 | 0 | 0 | | | | |

| 委員会名 | 総委員数 | うち 公募委員 | 公募委員 募集人数 | 任期 | 任期期限 | 根拠法令 | 所管課 |
|----------------------------------|------|------------|--------------|----|------------|---|------------|
| 監査委員 | 2 | | | 4 | R4. 3. 31 | 地方自治法第180条の5 | 監査委員事務局 |
| 防災会議 | 28 | | | 2 | R3. 3. 31 | 災害対策基本法第16条 | 危機管理課 |
| 奨学生選考委員会 | 5 | | | 1 | R2. 4. 30 | 奨学資金貸与条例 第3条 | 教育総務課 |
| 土木水利委員 | 65 | | | 2 | R2. 3. 31 | 土木水利委員設置規則 | 建設総務課 |
| 老人ホーム 入所判定委員会 | 5 | | | 1 | R2. 3. 31 | 老人ホーム 入所判定委員会条例 | 高齢福祉課 |
| 市民活動助成金審査会 | 6 | | | 2 | R3. 3. 31 | 関市ときめき・きらめき・いきいき 市民活動助成金交付要綱第16条 | 市民協働課 |
| ソーシャルビジネス 支援助成金審査会 | 6 | | | 2 | R3. 3. 31 | 関市ソーシャルビジネス支援助成金交付規則第16 条 | 市民協働課 |
| 小口融資審査委員会 | 9 | | | 1 | R2. 3. 31 | 小口融資条例第8条 | 商工課 |
| 中小企業従業員 退職金共済審議会 | 11 | | | 3 | R4. 5. 31 | 中小企業従業員 退職金共済条例第32条 | 商工課 |
| 公務災害補償等 認定委員会 | 5 | | | 3 | R3. 1. 31 | 議会の議員等公務災害 補償条例第4条 | 秘書課 |
| 中池自然の家運営委員会 | 8 | | | 2 | R2. 5. 31 | 中池自然の家管理運営 に関する条例第4条 | スポーツ推進課 |
| 清潔なまちづくり 推進指導委員 | 29 | | | 2 | R1. 9. 30 | ポイ捨て等防止条例 第13条 | 環境課 |
| 選挙管理委員会 | 4 | | | 4 | R2. 12. 18 | 地方自治法第180条の5 地方自治法181条1 | 選挙管理委員会事務局 |
| 公平委員会 | 3 | | | 4 | 各委員 による | 地方自治法第180条の5 地方公務員法第7条3 | 行政情報課 |
| 固定資産評価 審査委員会 | 3 | | | 3 | 各委員 による | 地方自治法第180条の5 地方税法第423条 | 行政情報課 |
| 公文書公開審査会 | 5 | | | 3 | R4. 3. 31 | 関市公文書 公開条例第12条 | 行政情報課 |
| 個人情報保護審査会 | 5 | | | 3 | R4. 3. 31 | 関市個人情報 保護条例第30条 | 行政情報課 |
| 指定管理者 審査委員会 | 3 | | | 2 | R1. 10. 9 | 関市公の施設の指定管理者 の指定手続等に関する条例 | 行政情報課 |
| 行政不服審査会 | 5 | | | 3 | R4. 3. 31 | 関市行政不服審査会条例 | 総務管財課 |
| 農業振興地域整備 促進協議会委員 及び地区協議会委員 | 33 | | | 2 | R3. 3. 31 | 農業振興地域整備促進 協議会設置条例 | 農林課 |
| 民生委員推薦会 | 6 | | | 3 | R2. 3. 31 | 民生委員法第8条 | 福祉政策課 |
| 児童発達支援 センター運営委員会 | 9 | | | 2 | R2. 3. 31 | 児童発達支援センター 設置条例施行規則第17条→関市 附属機関設置条例 | 福祉政策課 |
| 文化財審議会 | 6 | | | 2 | R1. 9. 30 | 文化財保護条例第15条 | 文化課 |
| 小瀬鶴飼習俗 総合調査委員会 | 14 | | | 2 | R3. 3. 31 | 関市小瀬鶴飼習俗 総合調査委員会規則 | 文化課 |
| 弥勒寺官衙遺跡群 保存整備検討委員会 | 13 | | | 2 | R2. 3. 31 | 関市弥勒寺官衙遺跡群 保存整備検討委員会規則 | 文化課 |
| 医学生等修学研修資 金貸与者選考委員会 | 5 | | | 2 | R3. 5. 26 | 関市医学生等修学研修資金 貸与条例7条 | 市民健康課 |
| 広見財産区管理委員 | 6 | | | 4 | R5. 5. 12 | 財産区管理条例 第2条、自法296 | 農林課 |
| 小野財産区管理委員 | 5 | | | 4 | R3. 5. 24 | 財産区管理条例 第2条、自法296 | 農林課 |
| 東武芸財産区管理委員 | 5 | | | 4 | R5. 3. 31 | 財産区管理条例 第2条、自法296 | 農林課 |
| 南武芸財産区管理委員 | 4 | | | 4 | R5. 3. 31 | 財産区管理 条例第2条、自法296 | 農林課 |

| 委員会名 | 総委員数 | うち 公募委員 | 公募委員 募集人数 | 任期 | 任期期限 | 根拠法令 | 所管課 |
|--------------------|------|------------|--------------|----|-----------|-------------------------|-------|
| 富之保財産区管理委員 | 7 | / | / | 4 | R5. 3. 31 | 財産区管理条例 第2条、自法296 | 農林課 |
| 中之保財産区管理委員 | 6 | / | / | 4 | R5. 3. 31 | 財産区管理条例 第2条、自法296 | 農林課 |
| 下之保財産区管理委員 | 7 | / | / | 4 | R5. 3. 31 | 財産区管理条例 第2条、自法296 | 農林課 |
| 空家等対策協議会 | 15 | / | / | 2 | R1. 9. 30 | 関市空家対策協議会条例 | 都市計画課 |
| 特定空家等審査会 | 5 | / | / | 2 | R3. 2. 12 | 関市特定空家等審査会条例 | 都市計画課 |
| 公共交通活性化協議会 | 20 | / | / | 2 | R3. 5. 31 | 関市公共交通活性化協議会 規則 | 都市計画課 |
| 障がい者 総合支援協議会 | 16 | / | / | 2 | R2. 3. 31 | 関市附属機関設置条例 | 福祉政策課 |
| 国民保護協議会 | 24 | / | / | 2 | R2. 3. 31 | 関市国民保護協議会 条例第2条 | 危機管理課 |
| 小計 | 480 | | | | | | |
| 特別職報酬等審議会 | — | — | — | — | — | 関市特別職報酬等 審議会条例第3条 | 秘書課 |
| 介護保険事業者 候補選定委員会 | — | — | — | — | — | 関市介護保険事業者 候補選定委員会規則 | 高齢福祉課 |
| 退職手当審査会 | — | — | — | — | — | 関市職員の退職手当 に関する条例第18条 | 秘書課 |
| 公務災害補償等審査会 | — | — | — | — | — | 議会の議員等公務災害 補償条例第19条 | 秘書課 |
| 廃自動車認定委員会 | — | — | — | — | — | | 環境課 |
| 合計 | 741 | 67 | 73 | | | | |

※「/」は、公募に適さない審議会を表しています。

(2) 審議会等の会議の公開、会議資料・議事録の公表 関市審議会等の会議の公開に関する規程

【第22条関係】

(住民投票)

第 22 条 市長は、市政に関する特に重要な事項について広く住民(市内に住所を有する者をいいます。以下同じです。)の意思を確認するため、その都度、議会の議決を経て制定される条例(以下「住民投票条例」といいます。)の定めるところにより、住民投票を実施することができます。

2 市長及び市議会議員の選挙権を有する住民は、法令の定めるところにより、住民投票条例の制定を市長に請求することができます。

3 住民投票の実施に関し必要な事項は、住民投票条例で定めます。

[第22条に規定された事項を推進するための具体的な施策・取り組み]

平成28年度第1回自治基本条例推進審議会で、住民投票について提案があり、平成28年度第2回自治基本条例推進審議会において、住民投票制度について審議いただきました。

【第23条関係】

(パブリックコメント制度)

第 23 条 行政は、重要な計画、制度等(以下「計画等」といいます。)を定めようとするときは、事前にその内容を広く公表し、市民から意見を募るパブリックコメントを実施します。

2 行政は、パブリックコメントにより提出された市民の意見に対し考え方を公表するとともに市民の意見を尊重し、計画等に反映するよう努めます。

[第23条に規定された事項を推進するための具体的な施策・取り組み]

(1)パブリックコメントの実施

市民生活にとって重要な条例、計画、制度等を定めようとするとき、あらかじめ市民に公表し、意見を聞くパブリックコメントを実施します。

《実績》平成30年度、令和元年度

関市パブリックコメント制度 案件一覧表

| 年度 | 案 件 名 | 担当部課等 | 意見等提出期間 | | 意見提出者数 | 意見数 |
|----|-----------------------------------|--------|-------------|--------------|--------|-----|
| 30 | 関市自然環境と太陽光発電設備設置事業との調査に関する条例(案) | 都市計画課 | 平成30年12月26日 | ～ 平成31年1月25日 | 0 | 0 |
| 30 | 関市犯罪被害者等支援条例(案) | 福祉政策課 | 平成30年12月26日 | ～ 平成31年1月25日 | 0 | 0 |
| 30 | 関市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例(案) | 福祉政策課 | 平成30年12月26日 | ～ 平成31年1月25日 | 3 | 3 |
| 30 | しあわせヘルスプラン第2次健康せき21計画 中間評価・改訂版(案) | 市民健康課 | 平成31年1月22日 | ～ 平成31年2月20日 | 0 | 0 |
| 30 | 第3次せき男女共同参画まちづくりプラン | 市民協働課 | 平成31年1月22日 | ～ 平成31年2月20日 | 0 | 0 |
| 30 | 関市環境基本計画(第三次見直し)(案) | 環境課 | 平成31年2月1日 | ～ 平成31年3月4日 | 0 | 0 |
| 1 | 第2期関市子ども・子育て支援事業計画(案) | 子ども家庭課 | 令和1年12月27日 | ～ 令和2年1月27日 | | |
| 1 | 第4期関市地域福祉計画(案) | 福祉政策課 | 令和1年12月27日 | ～ 令和2年1月27日 | | |
| 1 | 関市自殺対策計画(案) | 福祉政策課 | 令和1年12月27日 | ～ 令和2年1月27日 | | |

【第24条関係】

(地域委員会)

第 24 条 市民は、地域の課題を解決するため、小学校区を基本として、当該地域の自治会、各種団体、事業者等の多様な団体及び個人で構成する地域委員会(以下「地域委員会」といいます。)を設立することができます。

2 地域委員会は、誰もが参加できる開かれた組織とし、その適切な運営に努めます。

3 地域委員会は、当該地域が取り組む活動方針及び事業を定める地域振興計画を策定します。

4 行政は、地域委員会の設立及び活動を支援します。

[第24条に規定された事項を推進するための具体的な施策・取り組み]

(1)地域振興計画の策定

市民は、地域の課題を解決するため、取り組む活動方針、事業を定める地域振興計画を策定します。

《実績》令和2年1月31日現在
15地域中、14地域が策定

(2)地域づくり支援交付金

地域委員会が行う地域振興計画に基づくまちづくり活動において実施する事業に対して地域づくり支援交付金を交付します。

《実績》平成30年度

地域づくり支援交付金→14地域に対して、35,190,475円交付(予算執行率:81.1%)

(3)地域支援職員<再掲:第13条関係>

地域委員会が行う地域振興計画に基づくまちづくり活動を支援するため、地域支援職員を任命します。

《実績》令和2年1月31日現在

地域支援職員 15地域に各4人、アドバイザー1人の合計75人任命

(4)地域委員会活動の促進

地域の課題を解決するため、各地域で取り組まれている地域委員会活動に支援を実施します。

《実績》平成30年度

○地域委員会事業一覧表(平成30年度)

地域委員会 H30事業一覧

| 番号 | 地域名 | | | | | |
|----|-----|-----------------|----------------------|-------------------|-----------------------|------------------------------|
| 1 | 上之保 | ふれまち広報隊 | 夏休み宿題応援塾 | 古希のつどい | 高齢者支援、見守り訪問 | やっとかめやね まめなかな |
| | | ゆず祭りおもしろイベント | 上之保昔話・紙芝居 | かみのほカレンダー | 上之保おでかけマップ改訂版作成 | 郷友会による活動 |
| | | ミニミニギャラリー | 上之保ふれまち情報紙「ゆめ・あい」を発行 | 「西国三十三観音塔」魅力アップ事業 | ええとこ上之保写真コンテスト開催 | 子育てサロン |
| | | ノルディックウォーキング | 城山登山 | せきサイクルツーリング | グリーン・ツーリズム事業 | 移住定住の促進 |
| | | ふるさと便り発信 | 地域ふくし懇談会の開催 | 武儀・上之保のつどい | クリーン・ザ・上之保 | HP運用 |
| 2 | 田原 | 田原グラウンド貸出業務 | 広報発行 | ふれあいセンター周辺の清掃活動 | ふれあいセンター大掃除及び東竹藪周辺の整備 | 田原ふれあい文化祭 |
| | | わいわい会議開催 | ホームページ及びブログの維持 | ふれあい文化祭 | チャレンジ七夕祭り | 女性のための講座 |
| | | ホテル観察会 | たわらっこクラブ | 田原みんなのおうち | ハッチョウトンボ観察(中止) | 田原の遠足 |
| | | ワークショップ支援 | デマンドバスマップ作成 | 迫間台「いこいの家」 | 桜台ワンコインカフェ | 田原ふれあいグラウンドゴルフ大会 |
| | | ふれあいウォーキング大会 | kajiiコンサート | 防災農園の管理・作付 | 防災学習会 | |
| 3 | 武儀 | NPO通信発行 | 伝説ロマンウォークの会 | ムーンライトコンサートin高澤 | スポーツの仲間づくり支援 | 武儀青少年育成協議会支援 |
| | | 成人式集合写真プレゼント | チャレンジ講座 | 津保川産業祭支援 | 武儀ファミリーサポート事業 | 子育て講演会 |
| | | 武儀体験プログラム | 緊急医療情報システム | 見まわり隊パトロール | しあわせの気の森の活用 | 歩道の除雪 |
| | | ササユリ保護育成会の支援 | いなかっ子クラブ | 乳幼児学級応援事業 | 福祉有償運送事業 | |
| 4 | 武芸川 | 一色カタクリ群生地の保存 | NPO活動支援 | 防犯活動支援 | 歴史遺産や文化資源の伝承 | てらっこ支援 |
| | | 武芸川の歴史遺産見学ツアー | 3×3MUGEGAWA2018開催支援 | 武芸川文化祭開催 | 玉入れ大会 | 体幹トレーニング教室 |
| | | 青バト(ボランティア人材育成) | ウォーキング大会 | 高齢者の見守りと生活支援 | 武芸川の魅力の情報発信(HP) | 広報「わかあゆ」の発行 |
| | | くらしのカレンダー発行 | 子ども見守り隊ベスト作成 | | | |
| 5 | 板取 | ふれあい広報の発行 | 空き家対策事業 | 有害鳥獣対策事業 | 荒地対策事業 | マイクロ水力発電調査研究 |
| | | ふれあい運動会 | 独居高齢者見守り事業 | Facebookページ運用 | ノルディックウォーク教室 | あじさいサイトル |
| | | 板取版ショッピングバック作成 | ふれあいサロンの開催 | 除雪ボランティア | 夏の板取キャンプ運営 | 川浦溪谷の環境整備(関市の景観重点地区指定に向けた対策) |
| 6 | 下有知 | ゴルフ大会 | ホームページの維持管理 | クリーンアップ作戦 | 野球大会 | 広報の発行 |
| | | 三代目ふれあい広場(中止) | 親子クッキング | ふれあい祭り | グラウンドゴルフ大会 | ふれあい文化祭 |
| | | ふれあいウォーキング(中止) | ちびっこ広場 | 敬老会 | 長良川鉄道沿線整備 | 山王山登山道整備 |
| | | 玉入れ大会 | ボウリング大会 | 花壇整備 | | |
| 7 | 洞戸 | 子ども会育成会支援事業 | 学習支援事業 | 大人の生涯学習講座 | 学校協働事業 | じゃちこすくい世界選手権大会 |
| | | 洞戸歴史講演会 | 河川環境整備事業 | 特産品開発研究事業(洞戸みそ開発) | 体験教室(さつまいも作り) | ものづくり講座 |
| | | 防災対策事業 | ふれあい事業 | 洞戸・板取行事カレンダー制作 | 洞戸村民大運動会 | 婚活事業 |
| | | ピースベルフェスティバル | キウイコンサート | ほらど健康ウォーキング | ほらど夏祭り | キウイビジョン放送番組拡大事業 |
| | | 高賀山登山道整備 | 広報誌発行事業 | | | |
| 8 | 富野 | とみのふれあいだよりの発行 | ホームページの運用 | 保育園夕涼み会 | わくわく手作りおしゃべりカフェ | 写生大会 |
| | | 男の料理教室 | 買い物支援バス | しめ縄作り | 本城山登山 | 認知症サポーター研修 |
| | | 文化祭 | 絵手紙 | お年寄り100当番の家 | ごみゼロ運動 | 親子食育 |
| | | ヨット体験 | タグラグビー支援 | | | |
| 9 | 富岡 | 広報の発行 | フラワーロード&清掃美化活動 | 三代目交流サロン | 交通安全対策 | グラウンドゴルフ大会 |
| | | 富岡バトの会防犯パトロール | 防災講演 | 健康に関する講演会 | 富岡クリスマス | まちづくり研修会 |
| 10 | 倉知 | ふれあいだよりの発行 | 倉知まつり勉強会 | 防災訓練・心肺蘇生法講習 | 軽スポーツ大会 | 教養講座 |
| | | コーラス | 夏祭り | 文化祭 | センター屋内外の環境整備 | グラウンドゴルフ大会(中止) |
| | | 親子かんたんクッキング | ウォーキング大会 | いきいきサロン | 読み聞かせサロン | アンケート調査 |

地域委員会 H30事業一覧

| 番号 | 地域名 | | | | | |
|----|-----|----------------|-------------|--------------|-----------------|------------------|
| 11 | 西部 | 広報発行 | 施設の清掃活動 | ふれあいコンサート | ふれあいまつり | シンボルツリー |
| | | 津保川自然観察会 | ほたる観察会 | ホームページ維持管理 | VIVA長寿転ばない体づくり | 郷土史研究会 |
| | | すくすくサロン・すくすく事業 | 認知サポーター養成講座 | コーラス部立ち上げ | 地域内パトロール活動(青バト) | 「子どものほめ方・しかり方」講座 |
| | | 西部地区防災訓練 | フラワー教室 | ウォーキング大会 | グラウンドゴルフ大会 | 元旦マラソン大会 |
| 12 | 安桜 | 夏祭り | 体力測定 | 焼きベン画教室 | 餅つき・花もち | 安桜ウォーキング |
| | | 軒先ショップ | 幼児のおやつ作り | ご朱印帳作り | 夏野菜作り | 正月寄せ植え教室 |
| | | 消防訓練 | 初春お茶会 | 子ども館夏祭り | 文化祭 | 折り紙教室 |
| | | 苔玉作り | センター内外清掃 | 新春カラオケ大会 | 男性料理教室 | 女性料理教室 |
| | | ワンコイン寄せ植え | ふれあいだより発行 | | | |
| 13 | 桜ヶ丘 | 広報の発行 | ふれあい夏祭り | お弁当作り | すくすくランド | ふれあいクラブ |
| | | 体力測定 | 桜の里づくり | ふれあいウォーキング | 軽スポーツ大会 | フラワーデザインスクール |
| | | ふれあい文化祭 | 子ども見守り活動 | もりもり運動教室 | 子育てコラボイベント | ママ交流パン教室 |
| | | ふれあいいいききサロン | あいさつ運動 | どっこい桜っ子 | | |
| 14 | 旭ヶ丘 | あさひ夢のまち文化祭 | 広報誌の発行 | 小学生と高齢者との交流会 | 伝承餅つき | もち花づくり |
| | | そば打ち | がやがや夜祭 | 旭小家庭科ボランティア | 防災フェスティバル | 獅子舞を楽しもう |
| | | 高齢者見守り事業 | プロジェクトK | ロコトレ体操体験会 | 参観日の見守り | 親子でたんぼの生き物調査 |
| | | 夢のまちウォーキング | | | | |

○市民活動センターによる地域団体・地域委員会サポートの実績

NPO法人だけではなく、地域のまちづくり委員会等、地域委員会等を積極的にサポートしていくことで、地域の課題は地域で解決するまちをつくれます。

■地域委員会での講演・研修会

5月12日 富岡ふれあいまちづくり委員会総会

12月11日 地域委員会本気ゼミ 第1回

1月16日 地域委員会本気ゼミ 第2回

2月15日 地域委員会本気ゼミ 第3回

■地域支援職員研修会・地域委員会課題解決ワークショップ

5月29日 地域支援職員研修

・地域支援職員の関わり方を考えましょう・会議のあり方を考えましょう

6月29日 地域委員会課題解決ワークショップ

・地域委員会の会議のあり方について

10月31日 地域支援職員研修

・活動の評価について

1月10日 地域委員会課題解決ワークショップ

・地域委員会のこれまでの活動を評価しよう

■地域の自慢大会

3月21日 関市まちづくり講演会

講師：斎藤主税さん(NPO 法人 都岐沙羅パートナーズセンター)

参加者100名

富野(本城山)、武儀(ロマンウォーク)、上之保(城山)による地域の自慢大会を開催。

■地域団体からの相談

・富岡ふれあいまちづくり委員会 総会での話の依頼について

・富岡ふれあいまちづくり委員会 現状の活動について

- ・安桜まちづくり協議会交流部会 連絡網作成について
- ・安桜まちづくり協議会広報部会 文化祭の写真展の開催方法について
- ・くらしふれあいまちづくり協議会 岐阜福祉事業団のノウハウを地域に活かしたい

★5次総

| | | | | |
|---------------------------|------------|------------|----------------|----------------|
| 施策11 市民協働 《成果指標》 | 2017 実績 | 2019 実績 | 中間目標 (2022) | 最終目標 (2027) |
| 市民協働の満足度 | 92.2% | 92.9% | | |
| 過去1年間に地域活動に参加したことがある市民の割合 | 59.5% | 59.0% | 69.8% | 80.0% |

【第25条関係】

| |
|--|
| (市民活動センター) 第 25 条 市長は、市民、市民活動団体等の主体性及び自律性を尊重し、協働して市民活動を推進するため、市民活動センターを設置します。 |
|--|

[第25条に規定された事項を推進するための具体的な施策・取り組み]

(1)市民活動センターの運営

市民活動団体設立、運営、事業等の相談業務やコーディネート、活動の女権などのサポート、人材育成、研修、交流の活動を実施します。

《実績》平成30年度

■センター利用状況

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 来場数 | 239 | 198 | 224 | 245 | 238 | 249 | 287 | 262 | 191 | 220 | 243 | 267 |
| 備品利用 | 161 | 138 | 127 | 143 | 164 | 142 | 179 | 159 | 119 | 132 | 169 | 194 |

平均来場者数:238.6人(H30年度下半期平均245人、H30年度上半期平均232人)

平均備品利用数:152.3人(H30年度下半期平均158.7人、H30年度上半期平均145.8人)

■センター登録団体数

230団体(平成31年3月現在)

■相談件数

・市民活動団体、活動を始めたい個人に対する総合的な相談を行った。

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 |
|-------|------|------|------|------|------|------|
| 相談数 | 56団体 | 44団体 | 45団体 | 45団体 | 41団体 | 34団体 |
| | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 相談数 | 39団体 | 33団体 | 23団体 | 28団体 | 37団体 | 28団体 |
| 平均相談数 | 38団体 | | | | | |

■プチイベントの開催

・合計12回 延べ人数147名

■関のおしゃべりカフェの開催

・合計20回 延べ人数名249名

★5次総

| 施策11 市民協働 《成果指標》 | 2017 実績 | 2019 実績 | 中間目標 (2022) | 最終目標 (2027) |
|---------------------------|------------|------------|----------------|----------------|
| 市民協働の満足度 | 92.2% | 92.9% | | |
| 過去1年間に地域活動に参加したことがある市民の割合 | 59.5% | 59.0% | 69.8% | 80.0% |

【第26条関係】

| |
|--|
| <p>(まちづくり市民会議)</p> <p>第 26 条 市長は、協働によるまちづくりを推進するため、市民が市政に関する施策を提言するまちづくり市民会議(以下「まちづくり市民会議」といいます。)を開催します。</p> <p>2 市民は、まちづくり市民会議に主体的に参画します。</p> <p>3 行政は、まちづくり市民会議から提言のあった施策の実現に努めます。</p> |
|--|

[第26条に規定された事項を推進するための具体的な施策・取り組み]

(1)まちづくり市民会議の開催

市政全般に関する課題を市民の視点で洗い出し、行政へ政策提言します。

《実績》平成30年～令和元年

【委員構成】

第7期まちづくり市民会議委員は、全員公募による市民で構成。委員は21人、任期は、平成30年11月1日から令和元年8月30日までの約1年間。

【第7期部会】

A:チーム「@SEKI」

B:チーム「子育て」

C:チーム「生き延びる」

イベント開催

「高校生のための関の食べ歩きツアー」4月2日 参加者14名

「自主防災勉強会」4月9日 参加者18名

「俺のおつまみと子つまみを作る会」5月26日 参加者7名

「漢の円空スプーンづくり」6月23日 参加者7名

【政策提案発表会】

政策提案発表会 7月27日(土)

(2)まちづくり市民会議の提案に対する検討

まちづくり市民会議の提案の実現について、担当課において検討し、施策の実現に努めます。

《実績》令和元年度

まちづくり市民会議の提案件数(第1期～第6期)49件中、22件が実現

★5次総

| 施策11 市民協働 《成果指標》 | 2017 実績 | 2019 実績 | 中間目標 (2022) | 最終目標 (2027) |
|---------------------------|------------|------------|----------------|----------------|
| 市民協働の満足度 | 92.2% | 92.9% | | |
| 過去1年間に地域活動に参加したことがある市民の割合 | 59.5% | 59.0% | 69.8% | 80.0% |

【第27条関係】

(まちづくりに関する住民満足度の調査)

第 27 条 市長は、まちづくりに関する住民の満足度を調査します。

2 市長は、前項の調査結果を公表し、市政に反映します。

[第27条に規定された事項を推進するための具体的な施策・取り組み]

(1)まちづくり市民意識アンケート(せきのまちづくり通信簿)の実施<再掲:第12条関係>

無作為抽出した16歳以上の市民3,000人を対象に、総合計画の進捗状況の確認や、まちづくりに対する市民意識を把握しています。

(2)まちづくり市民意識アンケート(せきのまちづくり通信簿)の公表

ホームページ上で結果を公表します。

《実績》平成30年度

市民アンケート調査結果(せきのまちづくり通信簿)

調査対象者(平成30年12月現在 関市に居住している満16歳以上の市民3,000人)

配布数3,000通 有効回収数1,186通 回収率39.5%

【第28条関係】

(国、県その他の自治体との協力)

第 28 条 行政は、共通する課題を解決するため、国、県その他の自治体と相互に連携し、協力します。

[第28条に規定された事項を推進するための具体的な施策・取り組み]

地域創生・3市広域連携協定、東海環状自動車道沿線都市相互の地域活性化推進のための交流連携、中濃広域行政事務組合ほか

【第29条関係】

(他地域との交流)

第 29 条 市民、議会及び行政は、国内外の地域及び団体との多様な交流をまちづくりに生かします。

[第29条に規定された事項を推進するための具体的な施策・取り組み]

【第30条関係】

(関市自治基本条例推進審議会)

第 30 条 市長は、この条例の運用及び進捗を管理するため、関市自治基本条例推進審議会（以下「審議会」といいます。）を設置します。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、この条例の運用及び見直し並びに協働のまちづくりの推進に関することについて調査及び審議し、答申します。

3 審議会は、前項に定めるもののほか、この条例の運用及び見直しについて市長に提言することができます。

4 市長は、この条例を見直す必要があるときは、審議会の意見を尊重します。

5 審議会は、学識経験者、公共的団体の推薦による者及び公募による市民のうちから市長が委嘱する 15 人以内の委員で組織します。

6 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とします。ただし、委員の再任は妨げません。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

[第30条に規定された事項を推進するための具体的な施策・取り組み]

関市自治基本条例推進審議会の開催